



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第23号 令和3年5月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
27	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
28	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同

【訓令】

番号	表題	担当課名
12	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）

一 徳島県魚介類行商取締条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和三年六月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）

一 食品衛生法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 食品表示法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴う所要の整備を行うこととした。

五 徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

六 徳島県魚介類行商取締条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

七 この規則は、令和三年六月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

別表第二安全衛生課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

徳島県規則第二十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五号の2から5までの規定中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号の7中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同号の8中「第五十三条第二項（第六十二条第一項）を「第五十六条第二項（第五十七条第二項及び第六十八条第一項）に改め、同号の10中「第五十六条（第六十二条第一項）を「第六十一条（第六十八条第一項）に改め、同10を同号の12とし、同号の9中「第五十四条（第六十二条第一項）を「第五十九条（第六十八条第一項）に改め、同9を同号の11とし、同号の8の次に次のように加える。

9 第五十七条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の届出の受理

10 第五十八条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の自主回収に係る届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六号の1中「許可営業者」の下に「又は届出営業者」を加え、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第七十一条の二の規定による許可営業者又は届出営業者の廃業の届出の受理
別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十五号の2中「及び同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「要求」の下に「、同条第八項の規定による命令、同条第十項の規定による通知及び同条第十一項の規定による書面の交付」を加え、同号の4中「同条第五項（「及び」第十六条の三第六項（「」の下に「第二十三条及び」を加え、同号の21中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に改め、「（結核に係るものに限る。）」を削り、同号中23を25とし、22の次に次のように加える。

23 第四十二条第一項の規定による療養費の支給の決定

24 第四十四条の三第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び協力の要請
別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十五号に次のように加える。

26 第四十六条第一項の規定による入院の勧告、同条第二項の規定による入院の措置、同条第三項の規定による入院している患者の転院の措置、同条第四項の規定による入院の期間の延長、同条第五項の規定による職員の指定及び意見の聴取の通知並びに同条第七項の規定による聴取書の受理

27 第五十条の二第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び協力の要請
別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十号を次のように改める。

六十 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に関する次のこと（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七條第一項の規定により知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）。

1 第八条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入

検査、質問若しくは収去

2 第十条の二第一項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第七十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七十四号の1から10までを削り、同号の11中「第二十八条」を「第十六条」に改め、同11を同号の1とし、同号の12中「第二十九条第一項（第三十条第四項）」を「第十七条第一項（第十八条第四項）」に改め、同12を同号の2とし、同号の13中「第三十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同13を同号の3とし、同3の次に次のように加える。

4 第十九条の規定によるふぐ卸売業の廃業等の届出の受理及びふぐ卸売業届出済証の返納の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第七十四号の14中「第三十三条」を「第二十条」に改め、同14を同号の5とし、同号を同項第七十三号とし、同項中第七十五号を第七十四号とし、第七十六号から第八十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部農林水産局長の項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）
第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（漁業に係るものを除く。）

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第五号中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

別表第三個別事項の項中第三十四号を削り、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、第三十九号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（漁業に係るものにあつては、徳島県南部総合県民局長に限る。）

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

徳島県訓令第百六十二号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収入委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一政策創造部に属する事項の項第四号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、同号の1中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「自立促進方針」を「持続的発展方針」に改め、同号の2中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、「並びに同条第四項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への提出」を削る。

別表第四安全衛生課の項部長の欄第七号に次のように加える。

3 第五十八条第二項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告

別表第四安全衛生課の項部長の欄第十四号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項課長の欄第十一号の3中「第九条（第十条第三項）を「第八条（第九条第三項）に改め、同号の4中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号の5中「第十条」を「第十条」に改め、同号の6中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄第十二号中「第九条」を「第八条」に改め、同表市町村課の項部長の欄第十六号を次のように改める。

十六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第七条第四項前段の規定による主務大臣との協議

別表第四市町村課の項課長の欄第十五号を次のように改める。

十五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。

1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表

2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）

3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出

別表第四感染症対策課の項課長の欄第一号中8を削り、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 第十六条の二第一項の規定による協力の要請、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表

別表第四感染症対策課の項課長の欄第一号中10を削り、11を10とし、12を11とし、同表農林水産政策課の項課長の欄第五号中「過疎地域自立促進特別措置法第二十六条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第二号の1中「第五十五条第一項及び第五十六条」を「第六十条第一項及び第六十一条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号の2中「第五十九条（第六十二条第一項）」を「第六十四条（第六十八条第一項）」に改め、同項第二十二号を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とする。

別表第七第三十一号中「過疎地域自立促進特別措置法第六条第四項（同条第七項）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第七項（同条第十項）」に改める。

附則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。